

報道発表資料の配信日時 1月24日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第3回北海道食の安全・安心委員会の傍聴者募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり北海道食の安全・安心委員会の傍聴者を募集します。</p> <p>1 申込方法 「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」と明記のうえ、 郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、北海道農政部食の安全推進局食品政策課に申込みください。</p> <p>2 募集期限 令和6年1月31日(水)(郵送の場合、当日必着)</p> <p>3 その他 電子メールで送付する際は、件名に「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」と入力してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考>令和5年度(2023年度)第3回北海道食の安全・安心委員会</p> <p>(1) 日時 令和6年2月7日(水) 13時30分～15時30分(終了時間は予定)</p> <p>(2) 場所 北海道立道民活動センターかでの2・7 820会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)</p> <p>(3) 出席者 (委員) 北海道食の安全・安心委員会委員 (道側) 農政部食の安全推進監ほか関係部局職員</p> <p>(4) 議題(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)」について ・「第5次北海道食育推進計画(案)」について </div>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・開催及び傍聴者の募集については北海道のホームページでもお知らせしています。(URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/68085.html) ・詳細は別紙のとおりです。 		
報道(取材)に当たってのお願い	北海道食の安全・安心委員会の傍聴者募集の周知について、お願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課調整係(小林、福士) TEL ダイヤルイン 011-204-5427 内線 27-653		

北海道食の安全・安心委員会傍聴者の募集について

令和6年(2024年)1月24日
北海道農政部食の安全推進局食品政策課

北海道食の安全・安心条例(平成17年北海道条例第9号)第28条に基づき、知事の附属機関として設置された北海道食の安全・安心委員会の令和5年度(2023年度)第3回の委員会を開催しますので、傍聴を希望される方は次の方法により応募してください。

記

1 令和5年度(2023年度)第3回北海道食の安全・安心委員会

- (1) 日 時 令和6年(2024年)2月7日(水)
13:30~15:30(終了時間は予定)
- (2) 場 所 北海道立道民活動センターかでの2・7 8階 820会議室
(札幌市中央区北2条西7丁目)
- (3) 出席者 北海道食の安全・安心委員会委員
北海道農政部食の安全推進監ほか関係部局職員
- (4) 議 題 (予定)
 - ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)」について
 - ・「第5次北海道食育推進計画(案)」について

2 傍聴者の募集

(1) 応募方法

傍聴を希望される方は、「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」と明記し、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、郵便番号・住所・氏名・職業及び電話番号・FAX番号を記載の上、下記の申込先に御応募ください。

なお、電話による申し込みは受け付けていません。(電子メールで送付する際は、題名を「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」としてください。)

- (2) 締 切 令和6年(2024年)1月31日(水) ※郵送の場合、当日必着

〔申込先〕

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係 あて
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
FAX 011-232-7334
E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

3 傍聴者の決定

傍聴者の方には前日(6日)までに入場券を送付いたしますので、受付の際に入場券をご提出ください。

会場の都合により、傍聴の申込者が多数の場合には、抽選により傍聴者を決定します。

※ 抽選にもれた方には、連絡をいたしませんので、ご了承願います。

4 留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会場内では、ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着装などの行為はできません。
- (4) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道食の安全・安心委員会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会議の秩序を乱したり、議事進行を妨害するようなことはできません。
- (6) 傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
- (7) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

[お問い合わせ先]

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5427

FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

食品政策課ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/68085.html>